

## 第41回全国豊かな海づくり大会準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 第41回全国豊かな海づくり大会（以下「大会」という。）の開催準備を円滑に推進するため、第41回全国豊かな海づくり大会準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 大会の基本構想案の策定に関すること。
- (2) 大会の開催候補地の選定に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

### (組織)

第3条 準備委員会は、委員長、副委員長、委員、オブザーバー（以下「委員等」という。）をもって組織する。

- 2 委員長は、兵庫県農政環境部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、兵庫県漁業協同組合連合会代表理事会長をもって充てる。
- 4 委員及びオブザーバーは、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員長は、必要に応じて準備委員会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の了解を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 委員長は、協議事項に関して必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (事務局)

第6条 準備委員会の事務を処理するために、兵庫県農政環境部水産課内に事務局を置く。

### (経費)

第7条 準備委員会の経費は、兵庫県農政環境部水産課の予算をもって充てる。

(委員等の報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬は支給しないものとする。

2 委員等へ旅費を支給する場合は、兵庫県職員の例に準じて支給する。

(承 継)

第8条 準備委員会は、「第41回全国豊かな海づくり大会兵庫県実行委員会（仮称。以下「実行委員会」という。）」が設立されたときは、その業務を実行委員会に引き継ぐものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年5月28日から施行する。

2 この要綱は、実行委員会の設置をもって効力を失う。